

市営浄化槽設置用地使用貸借契約書

浄化槽設置の用に供するために必要な土地について、土地所有者_____（以下「甲」という。）と武雄市（以下「乙」という。）との間に、下記の条項により用地使用貸借契約を締結する。

記

第1条 甲は、甲の所有に係る末尾記載の土地（以下「土地」という。）を乙に貸与し、乙は、これを借用する。

第2条 この使用貸借契約の期間は、契約の日から浄化槽を撤去するまでの期間とする。ただし、甲、乙のいずれかが契約の終了について申し出るときは、契約終了に係る日の1月前までに申し出るものとする。

第3条 土地の貸借料は、無料とする。

第4条 甲は、この契約期間中土地を第三者に譲渡してはならない。ただし、やむを得ない事情がある場合において、あらかじめ乙の承諾を得たときは、この限りでない。この場合においては、この契約による甲の義務は、甲の責務において、当該第三者に継承させるものとする。

2 乙は、土地を他の目的に使用し、若しくは転貸し、又はこの権利を第三者に譲渡してはならない。ただし、やむを得ない特別の事情がある場合において、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

第5条 この契約の内容又はこの契約の履行に関し、関係者から異議の申出があったときは甲は、責任をもって解決するよう努めなければならない。

第6条 土地に対する公租公課は、すべて甲の負担とする。

第7条 この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、契約書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

年 月 日

甲 住所

氏名



乙 住所 佐賀県武雄市武雄町大字昭和12番地10

氏名 武雄市長 小松 政



貸借地の表示

所在	地番	現況地目	面積 ^{m²}	備考
		宅地	m ²	浄化槽部分のみ

()